<table>
<tr><th>現　行</th><th>修　正　案</th><th>備　考</th></tr>
<tr><td>第１編　総則</td><td>第１編　総則</td><td></td></tr>
<tr><td>第１章　総則

第３節　防災関係機関の責務

第１　防災関係機関等の責務
２　県
（１）防災対策事業の計画的な実施
災害から県土を守るため、（追加）防災拠点施設の建設、防災上重要な公共施設や公共土木施設の耐震性の強化、通信ネットワークの充実強化等施設についても計画的に整備する。

第２　防災関係機関等の業務大綱
１　防災関係機関の業務大綱
（４）指定公共機関
<table><tr><th>防災関係機関</th><th>事務又は業務の大綱</th></tr><tr><td>ソフトバンクモバイル(株)</td><td rowspan="2">・電気通信施設の整備及び防災管理並びに災害復旧に関すること。
・災害時における緊急通話の確保に関すること。</td></tr><tr><td>（追加）</td></tr></table></td><td>第１章　総則

第３節　防災関係機関の責務

第１　防災関係機関等の責務
２　県
（１）防災対策事業の計画的な実施
災害から県土を守るため、山地保全事業、河川整備事業、海岸整備事業等を計画的に推進する。また、防災拠点施設の建設、防災上重要な公共施設や公共土木施設の耐震性の強化、通信ネットワークの充実強化等施設についても計画的に整備する。

第２　防災関係機関等の業務大綱
１　防災関係機関の業務大綱
（４）指定公共機関
<table><tr><th>防災関係機関</th><th>事務又は業務の大綱</th></tr><tr><td>ソフトバンクモバイル(株)</td><td rowspan="2">・電気通信施設の整備及び防災管理並びに災害復旧に関すること。
・災害時における緊急通話の確保に関すること。</td></tr><tr><td>楽天モバイル(株)</td></tr></table></td><td>県防災計画の修正に合わせ文言追加

災害対策基本法（以下「災対法」という。）第２条第５号に基づき指定公共機関に指定されたため</td></tr>
<tr><td>第５節　南砺市の自然条件・社会条件

第２　社会的条件
１　産業
平成 27 年の国勢調査による産業別就業人口の構成は、第１次産業が 1,883 人（7.0%）、第２次産業が 10,014 人（37.2%）、第３次産業が 15,030 人（55.8%）となっている。市内の産業構造は、平野部と山間部では異なり、平野部はアルミニウム関連、橋梁建設、建築建材、機械製造を中心とした製造業、山間部では建設業や観光施設などのサービス業の就業割合が高くなっている。
（略）</td><td>第５節　南砺市の自然条件・社会条件

第２　社会的条件
１　産業
令和２年の国勢調査による産業別就業人口の構成は、第１次産業が 1,675 人（6.6%）、第２次産業が 9,322 人（36.8%）、第３次産業が 14,334 人（56.6%）となっている。市内の産業構造は、平野部と山間部では異なり、平野部はアルミニウム関連、橋梁建設、建築建材、機械製造を中心とした製造業、山間部では建設業や観光施設などのサービス業の就業割合が高くなっている。
（略）</td><td>令和２年国勢調査確定値が公表されたため数値修正</td></tr>
<tr><td>第７節　災害の想定

第４　地震災害の想定
東日本大震災（2011 年３月）の教訓を踏まえ、科学的知見に基づき、本市にとってあらゆる可能性を考慮した最大級の地震及び災害を想定する。
地震には、海溝型地震と内陸型地震があるが、（追加）過去の記録から、本市に大きな影響を及ぼすおそれのある地震は、跡津川断層、呉羽山断層、砺波平野断層帯西部（法林寺断層、石動断層）、砺波平野断層帯東部（高清水断層）などの大規模な活断層による内陸の直下型地震が考えられる。</td><td>第７節　災害の想定

第４　地震災害の想定
東日本大震災（2011 年３月）の教訓を踏まえ、科学的知見に基づき、本市にとってあらゆる可能性を考慮した最大級の地震及び災害を想定する。
地震には、海溝型地震や内陸型地震等、様々なタイプがあるが、過去の記録から、本市に大きな影響を及ぼすおそれのある地震は、跡津川断層、呉羽山断層、砺波平野断層帯西部（法林寺断層、石動断層）、砺波平野断層帯東部（高清水断層）などの大規模な活断層による内陸直下の地震が考えられる。</td><td>県防災計画の修正に合わせて修正
海溝型地震と内陸型地震の２つに区別できないため
直下型は地震のタイプを表す用語ではないため</td></tr>
</table>

2　過去の地震

（略）

■富山県内で震度４以上を記録した地震一覧

発 生 年	地 震 名	マグニチュード	県内の被害等	県内の震度
1933(昭和 8)	石川県能登地方	6.0	傷者２、氷見で土砂崩れ、亀裂	(追加)、(追加)伏木４
1944(昭和 19)	三重県南東沖	7.9	不明	富山(追加)４
1948(昭和 23)	福井県嶺北	7.1	西部で被害	富山(追加)４
1952(昭和 27)	石川県西方沖	6.5	硝子破損	富山(追加)、(追加)八尾、(追加)女良４
1993(平成 5)	石川県能登地方	6.6	非住家、水路、ため池に被害	富山、(追加)伏木４
2000(平成 12)	石川県西方沖	6.2	被害なし	小矢部４
2007(平成 19)	能登半島沖	6.9	重傷１、軽傷 12 非住家一部損壊５	富山、氷見、滑川、小矢部、射水、舟橋５弱 高岡、魚津、黒部、砺波、南砺、上市、立山、入善、朝日４
2007(平成 19)	新潟県上中越沖	6.8	軽傷１	氷見、舟橋４
2013(平成 25)	石川県加賀地方	4.2	被害なし	小矢部４
2020（令和２)	石川県能登地方	5.5	軽傷２	富山、氷見、舟橋 ４

（略）

3　地震の想定

地震には、海溝型地震と内陸型地震が（追加）あるが、過去の記録から、本地域に大きな影響を及ぼすおそれのある地震は、跡津川断層、呉羽山断層、法林寺断層（砺波平野断層帯西部）、高清水断層（砺波平野断層帯東部）などの大規模な活断層による内陸の直下型地震が考えられる。

2　過去の地震

（略）

■富山県内で震度４以上を記録した地震一覧

発 生 年	地 震 名	マグニチュード	県内の被害等	県内の震度
1933(昭和 8)	石川県能登地方	6.0	傷者２、氷見で土砂崩れ、亀裂	富山石坂、高岡伏木４
1944(昭和 19)	三重県南東沖	7.9	不明	富山石坂４
1948(昭和 23)	福井県嶺北	7.1	西部で被害	富山石坂４
1952(昭和 27)	石川県西方沖	6.5	硝子破損	富山石坂、富山八尾、氷見女良４
1993(平成 5)	石川県能登地方	6.6	非住家、水路、ため池に被害	富山市、高岡伏木４
2000(平成 12)	石川県西方沖	6.2	被害なし	小矢部４
2007(平成 19)	能登半島沖	6.9	重傷１、軽傷 12 非住家一部損壊５	富山、氷見、滑川、小矢部、射水、舟橋５弱 高岡、魚津、黒部、砺波、南砺、上市、立山、入善、朝日４
2007(平成 19)	新潟県上中越沖	6.8	軽傷１	氷見、舟橋４
2013(平成 25)	石川県加賀地方	4.2	被害なし	小矢部４
2020（令和２)	石川県能登地方	5.5	軽傷２	富山、氷見、舟橋 ４

（略）

3　地震の想定

地震には、海溝型地震や内陸型地震等、様々なタイプがあるが、過去の記録から、本地域に大きな影響を及ぼすおそれのある地震は、跡津川断層、呉羽山断層、法林寺断層（砺波平野断層帯西部）、高清水断層（砺波平野断層帯東部）などの大規模な活断層による内陸直下の地震が考えられる。

県防災計画の修正に合わせて修正

県防災計画の修正に合わせて修正
海溝型地震と内陸型地震の２つに区別できないため
直下型は地震のタイプを表す用語ではないため

［南砺市災害対策本部　組織図］

本部会議	
本部長	市長
副本部長	副市長
	教育長
本部員	総合政策部長
	総務部長
	市民協働部長
	ブランド戦略部長
	ふるさと整備部長
	議会事務局長
	教育部長
	地域包括医療ケア部長
	消防長
	消防団長

事務局長：総務課長
事務局：総務班

総合政策部（総合政策部長）	政策企画班	政策推進課
	情報調整班	情報政策課
	応援班	エコビレッジ推進課
総務部（総務部長）	総務班	総務課
	財政管財班	財政課
	救援物資班	行革・施設管理課
		会計課・監査委員事務局
市民協働部（市民協働部長）	現地災害対策班	市民課
		市民センター
	避難所班	税務課
	生活環境班	生活環境課
	地域調整班	南砺で暮らしません課
		地域振興室
ブランド戦略部（ブランド戦略部長）	農政班	農政課
		農業委員会事務局
	林政班	林政課
	商工班	商工企業立地課
	観光施設班	交流観光まちづくり課
	文化財班	文化・世界遺産課
ふるさと整備部（ふるさと整備部長）	建設班	建設整備課
		建設維持課
	上下水道班	上下水道課
議事部（議会事務局長）	議会班	議会事務局
教育部（教育部長）	教育総務班	教育総務課
	生涯学習スポーツ班	生涯学習スポーツ課
	保育園班	こども課
地域包括医療ケア部（地域包括医療ケア部長）	医療救護班	医療課
	要介護者班	地域包括ケア課
	災害救助班	福祉課
	保健班	健康課
消防部（消防長）（消防団長）	消防本部　消防総務班	総務課
	消防本部　予防班	予防課
	消防本部　警防班	警防課
	消防署班	消防署
	消防団班	消防団　本部
現地災害対策本部		

（　　）は、各部の総括責任者

［南砺市災害対策本部　組織図］

本部会議	
本部長	市長
副本部長	副市長
	教育長
本部員	総合政策部長
	総務部長
	市民協働部長
	ブランド戦略部長
	ふるさと整備部長
	議会事務局長
	教育部長
	地域包括医療ケア部長
	消防長
	消防団長

事務局長：総務課長
事務局：総務班

総合政策部（総合政策部長）	政策企画班	政策推進課
	情報調整班	情報政策課
	応援班	エコビレッジ推進課
	保育園班	こども課
総務部（総務部長）	総務班	総務課
	財政管財班	財政課
	救援物資班	行革・施設管理課
	出納班	会計課・監査委員事務局
	避難所班	税務課
市民協働部（市民協働部長）	現地災害対策班	市民課
		市民センター
	生活環境班	生活環境課
	地域調整班	南砺で暮らしません課
		地域振興室
ブランド戦略部（ブランド戦略部長）	農政班	農政課
		農業委員会事務局
	林政班	林政課
	商工班	商工企業立地課
	観光施設班	交流観光まちづくり課
	文化財班	文化・世界遺産課
ふるさと整備部（ふるさと整備部長）	建設班	道路整備課
		建設維持課
	上下水道班	上下水道課
議事部（議会事務局長）	議会班	議会事務局
教育部（教育部長）	教育総務班	教育総務課
	生涯学習スポーツ班	生涯学習スポーツ課
地域包括医療ケア部（地域包括医療ケア部長）	医療救護班	医療課
	要介護者班	地域包括ケア課
	災害救助班	福祉課
	保健班	健康課
消防部（消防長）（消防団長）	消防本部　消防総務班	総務課
	消防本部　予防班	予防課
	消防本部　警防班	警防課
	消防署班	消防署
	消防団班	消防団　本部
現地災害対策本部		

（　　）は、各部の総括責任者

現　行	修　正　案	備　考
第２編　風水害編	第２編　風水害編	
第１章　災害予防対策 第４節　防災活動体制の整備 第２　防災拠点施設の整備　（総務班） （略） （削除） 第５　緊急輸送ネットワークの整備（建設班） （略） このため、市は、物資等の輸送拠点施設や緊急輸送ネットワークをあらかじめ指定するとともに、関係機関と連携を密にし、災害時に都市機能が麻痺しないように、施設代替性の確保や多重化の推進に努める。 （追加） 第８　災害復旧・復興への備え １　災害廃棄物の発生への対応 （略） 市は、災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努める。 （追加）	第１章　災害予防対策 第４節　防災活動体制の整備 第２　防災拠点施設の整備　（総務班） （略） （削除） 第５　緊急輸送ネットワークの整備（建設班） （略） このため、市は、物資等の輸送拠点施設や緊急輸送ネットワークをあらかじめ指定するとともに、関係機関と連携を密にし、災害時に都市機能が麻痺しないように、施設代替性の確保や多重化の推進に努める。 さらに、市は、緊急輸送ルートの確保を早期に確実に図るため、主要な拠点と高規格道路等のアクセス強化、ネットワーク機能の向上、道路防災対策等を通じて、強靭で信頼性の高い道路網の整備を図る。 また、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、国が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ、無電柱化の促進を図るものとする。（追加） 第８　災害復旧・復興への備え １　災害廃棄物の発生への対応 （略） 市は、災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努める。 また、災害廃棄物に関する情報、災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）、災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）、や地域ブロック協議会の取組等に関して、ホームページ等において公開する等、周知に努める。	誤記により削除 国防災基本計画及び県防災計画の修正に伴い文言追加 国防災基本計画及び県防災計画の修正に伴い文言追加
第５節　救援・救護体制の整備 第３　緊急避難場所・避難所・生活救援物資等の確保（略） （略） １　指定緊急避難場所･指定避難所の確保 （１）指定緊急避難場所及び指定避難所の設置 市は、施設の管理者の同意を得たうえで、あらかじめ、必要に応じ、災害対策基本法施行令の定める基準により指定緊急避難場所及び指定避難所を指定しておく。また、市は、一般の避難所では生活することが困難な障害者（追加）等の要配慮者のため、社会福祉施設等の福祉避難所を指定するよう努める。（追加）	第５節　救援・救護体制の整備 第３　緊急避難場所・避難所・生活救援物資等の確保（略） （略） １　指定緊急避難場所･指定避難所の確保 （１）指定緊急避難場所及び指定避難所の設置 市は、施設の管理者の同意を得たうえで、あらかじめ、必要に応じ、災害対策基本法施行令の定める基準により指定緊急避難場所及び指定避難所を指定しておく。また、市は、一般の避難所では生活することが困難な障害者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、社会福祉施設等の福祉避難所を指定するよう努める。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人口呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等、必要配慮をするよう努める。	国防災基本計画及び県防災計画の修正に伴い文言追加

（２）指定避難所における施設、設備の整備 （略） ア　指定避難所又はその近傍で、地域完結型の備蓄施設を確保し、水、食料、非常用電源、常備薬、マスク、消毒薬、炊出し用具、毛布、暖房用器具等避難生活に最低限必要な物資、資機材の整備に努める。なお、備蓄物資の調達に当たっては、要配慮者等への配慮にも留意する。要配慮者、女性、子どもにも配慮する。 イ　井戸、仮設（簡易）トイレ、マット、非常用電源、衛星通信等の通信機器等避　難生活に必要な施設、設備の整備に努めるほか、ラジオ、テレビ、無線ＬＡＮ等災害情報の入手に資する機器を整備する。 （略） （追加）	（２）指定避難所における施設、設備の整備 （略） ア　指定避難所又はその近傍で、地域完結型の備蓄施設を確保し、水、食料、非常用電源、常備薬、マスク、消毒薬、炊出し用具、毛布、暖房用器具等避難生活に最低限必要な物資、資機材の整備に努める。なお、備蓄物資の調達に当たっては、要配慮者、女性、子どもにも配慮する。 イ　井戸、仮設（簡易）トイレ、マット、非常用電源、衛星通信等の通信機器等避　難生活に必要な施設、設備の整備に努めるほか、ラジオ、テレビ、無線ＬＡＮ等災害情報の入手に資する機器を整備する。 （略） さらに、停電時においても、施設・整備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常発電設備等の整備に努めるものとする。	国防災基本計画及び県防災計画の修正に伴い文言追加 国防災基本計画及び県防災計画の記載に併せて追加
（３）指定避難所における運営体制の整備 （略） （追加）	（３）指定避難所における運営体制の整備 （略） なお、市は、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。また、市及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、ＮＰＯ・ボランティア等との定期的な情報交換に努める。また、避難所における新型感染症対策など、新たな課題が生じた場合には、県が改正する策定指針に従い改正するよう努める	国防災基本計画及び県防災計画の記載に合わせて文言追加
第４　災害救援ボランティア活動の支援　（災害救助班） （略） （追加）	第４　災害救援ボランティア活動の支援　（災害救助班） （略） 市、県及び国は、防災ボランティアの活動環境として、行政・ＮＰＯ・ボランティア等の第三者で連携し、平常時の登録、研修や訓練の制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方法等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。	国防災基本計画及び県防災計画の記載に合わせて修正
第８節　防災行動力の向上 第１　防災意識の高揚 １　地位住民の対する防災意識の普及（総務班、生涯学習スポーツ班） 地域住民に対し、専門家の知見も活用しながら、最低３日間分（推奨１週間分）の食料・飲料水等の個人備蓄、非常持出品の準備等家庭での予防・安全対策及び災害発生時にとるべき行動など防災知識の普及啓発を図る。また、防災週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し、災害時のシミュレーション結果等を示し、その危険性を周知する。 （追加） （略）	第８節　防災行動力の向上 第１　防災意識の高揚 １　地位住民の対する防災意識の普及（総務班、生涯学習スポーツ班） 地域住民に対し、専門家の知見も活用しながら、最低３日間分（推奨１週間分）の食料・飲料水等の個人備蓄、非常持出品の準備等家庭での予防・安全対策及び災害発生時にとるべき行動など防災知識の普及啓発を図る。また、防災週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し、災害時のシミュレーション結果等を示し、その危険性を周知する。 また市は、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図る。	国防災基本計画及び県防災計画の記載に合わせて修正
（２）普及の内容 （略） （追加）	（２）普及の内容 （略） キ　マイ・タイムラインの作成 災害の危機が迫った際の避難行動について、あらかじめ時系列で整理計画するマイ・タイムラインの作成を通じ、防災意識を高める。	県防災計画の記載に合わせて追加

２　児童・生徒及び保育園児等に対する防災教育（教育総務班、保育園班） （１）防災教育の充実 ア　学校教育及び保育園等における防災教育 （略） （追加） （ウ）学校及び保育園等には防災管理者を置き、関係法現に定める防災知識普及業務を行う。 （エ）防災に関する安全教育は、ＰＴＡ（保護者）や地域住民（追加）も参加した実践的な避難訓練等を行うよう努める。 （追加） （オ）防災教育は、火気取扱い指導、防災関係施設の見学、体験発表等あらゆる機会を通じ、徹底を図る。 （追加） （カ）災害時におけるボランティアの重要性について事例教育を含めるなど、その理解を深めさせる。 第２　自主防災組織の強化等 １　地域における自主防災組織の充実 （２）防災士の養成と自主防災組織の育成 災害時において重要な役割を担う自主防災組織の育成（追加）を図るため、市は各自主防災組織にきめこまやかな指導・助言ができる防災士を配置する養成事業を行うとともに、地域において、防災リーダーとなる南砺市防災こころえ隊と連携し、地域防災力の強化に努める。また、防災活動に必要な各種マニュアルや自主防災組織研修用教材、自主防災組織化・活動ハンドブックの作成配布、リーダー養成講習会の実施、防災講習会、座談会、映画会等の開催、さらにインターネットを活用した防災危機管理 e-カレッジの周知を図るなど、教育訓練を受ける機会の提供に努める。 （略） 第３　防災訓練の充実 ２　個別防災訓練 （３）避難訓練 学校、病院、社会福祉施設、介護老人保健施設等では、避難訓練計画を作成して、定期的又は随時に実践的な避難訓練を実施し、児童・生徒・患者等に行動要領を習熟させる。 （追加）	２　児童・生徒及び保育園児等に対する防災教育（教育総務班、保育園班） （１）防災教育の充実 ア　学校教育及び保育園等における防災教育 （略） （ウ）学校及び保育園等には、消防団・自主防災組織等が参画した防災教育の実施体制を構築し、消防団員等による講演や体験学習、防災訓練等の防災教育を行うよう努める。 （エ）学校及び保育園等には防災管理者を置き、関係法現に定める防災知識普及業務を行う。 （オ）防災に関する安全教育は、ＰＴＡ（保護者）や地域住民、消防団員等も参加した実践的な避難訓練等を行うよう努める。 （カ）防災教育は、避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動がとれるようにする。 （キ）防災教育は、火気取扱い指導、防災関係施設の見学、体験発表等あらゆる機会を通じ、徹底を図る。 （ク）防災教育の推進にあたっては、児童・生徒の理解が進むよう、県で作成した児童・生徒用防災ハンドブックなど、わかりやすい教材を活用する。 （ケ）災害時におけるボランティアの重要性について事例教育を含めるなど、その理解を深めさせる。 第２　自主防災組織の強化等 １　地域における自主防災組織の充実 （２）防災士の養成と自主防災組織の育成 災害時において重要な役割を担う自主防災組織の育成充実を図るため、市は各自主防災組織にきめこまやかな指導・助言ができる防災士を配置する養成事業を行うとともに、地域において、防災リーダーとなる南砺市防災こころえ隊と連携し、地域防災力の強化に努める。また、防災活動に必要な各種マニュアルの作成配布、リーダー養成講習会の実施、防災講習会等の開催など、教育訓練を受ける機会の提供に努める。 （略） 第３　防災訓練の充実 ２　個別防災訓練 （３）避難訓練 学校、病院、社会福祉施設、介護老人保健施設等では、避難訓練計画を作成して、定期的又は随時に実践的な避難訓練を実施し、児童・生徒・患者等に行動要領を習熟させる。市は、水防団等と協議し、発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成に努め、訓練を行うものとする。なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、「緊急安全確保」の安全確保措置を講ずべきことにも留意するものとする。	消防地 416 号令和 3 年 12 月 1 日「児童生徒等に対する防災教育の実施について」の通知に基づき修正 国防災基本計画及び県防災計画の修正に伴い文言追加 震災編と合わせるため追加 震災編と合わせるため追加 県防災計画の記載に合わせて修正 県防災計画の記載に合わせて追加

（追加） 第４　要配慮者の安全確保（災害救助班、要介護者班） ３　外国人の安全確保対策 （２）災害時の支援体制の整備 市は、災害時における外国語による災害情報の伝達方策や指定避難所での外国人支援体制の検討及び外国人住民支援のボランティアの育成に努める。（追加）	４　防災行動計画（タイムライン）の効果的な運用 国、県及び市等の防災関係機関は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、関係機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努める。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努める。 第４　要配慮者の安全確保（災害救助班、要介護者班） ３　外国人の安全確保対策 （２）災害時の支援体制の整備 市は、災害時における外国語による災害情報の伝達方策や指定避難所での外国人支援体制の検討及び外国人住民支援のボランティアの育成に努める。なお、在日外国人と訪日外国人は、行動特性や情報ニーズが異なることに留意する必要がある。 また、県及び市町村は、国が行う研修を通じて、災害時に行政等から提供される災害や生活支援等に関する情報を整理し、避難所等にいる外国人被災者のニーズとのマッチングを行う災害時外国人支援情報コーディネーターの育成に努める。	国防災基本計画及び県防災計画の記載に合わせて修正 国防災基本計画及び県防災計画の記載に合わせて修正
第２章　災害応急対策 第１節　予警報の伝達 【対策の体系】 第１　気象に関する予警報の種類及び発表基準 １　警戒レベルを用いた防災情報の提供 ２　特別警報・警報・注意報 ３　大雨警報・洪水警報キキクル（危険度分布） ４　早期注意情報（追加） ５　富山県気象情報 ６　土砂災害警戒情報 ７　記録的短時間大雨情報 ８　竜巻注意情報 ９　指定河川洪水予報 第２　水防法に基づく水防警報及び洪水予報の種類、内容及び発令基準 １　水防警報の発令及び洪水予報の発表 ２　水防警報及び洪水予報を行う河川及びその区域 ３　水防警報を行う河川及びその区域 ４　河川における水防警報の種類、内容及び発令基準 第３　伝達体制 １　気象注意報・警報等の受領 ２　気象予警報、警報等の伝達 ３　水防警報、洪水予報の受領・伝達	第２章　災害応急対策 第１節　予警報の伝達 【対策の体系】 第１　気象に関する予警報の種類及び発表基準 １　警戒レベルを用いた防災情報の提供 ２　特別警報・警報・注意報 ３　洪水警報キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等 ４　早期注意情報（警報級の可能性） ５　富山県気象情報 ６　土砂災害警戒情報 ７　記録的短時間大雨情報 ８　竜巻注意情報 ９　指定河川洪水予報 第２　水防法に基づく水防警報及び洪水予報の種類、内容及び発令基準 １　水防警報の発令及び洪水予報の発表 ２　水防警報及び洪水予報を行う河川及びその区域 ３　水防警報を行う河川及びその区域 ４　河川における水防警報の種類、内容及び発令基準 第３　伝達体制 １　気象注意報・警報等の受領 ２　気象予警報、警報等の伝達 ３　水防警報、洪水予報の受領・伝達	気象庁ホームページの記述に合わせ修正

第１　気象に関する予警報の種類及び発表基準

１　警戒レベルを用いた防災情報の提供（富山地方気象台）

警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて「居住者等がとるべき行動」を５段階に分け、「居住者等がとるべき行動」と「当該行動を居住者等に促す情報」とを関連付けるものである。「居住者等がとるべき行動」、「（追加）行動を居住者等に促す情報」及び「（追加）行動をとる際の判断に参考となる情報（警戒レベル相当情報）」をそれぞれ警戒レベルに対応させることで、出された情報からとるべき行動を直感的に理解できるよう、災害の切迫度に応じて、５段階の警戒レベルにより提供する。

（略）

２　特別警報・警報・注意報（富山地方気象台）

大雨や強風等の気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときには「注意報」が、重大な災害が起こるおそれのあるときには「警報」が、（追加）重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には「特別警報」が、現象の危険度と雨量、風速、潮位等の予想値を時間帯ごとに明示して、県内の市町村ごとに発表される。また、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水･氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等については、実際に危険度が高まっている場所が「キキクル（危険度分布）」（追加）等で発表される。なお、大雨や洪水等の警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市町村等をまとめた地域の名称を用いる場合がある。

（２）警報注意報の種類及び発表基準

警報・注意報発表基準一覧表

注意報	大雨	表面雨量指数基準	8	
		土壌雨量指数基準	68	
	洪水	流域雨量指数基準	小矢部川流域＝18.1、渋江川流域＝5.6、旅川流域＝9.7、山田川流域＝11.6、大井川流域＝7.6、池川流域＝6.4	
		複合基準	小矢部川流域=（5，18.1）、旅川流域=（7，7.8）、山田川流域=（5，10.7）、大井川流域=（5，7.6）、池川流域＝（5，6.4）	
		指定河川洪水予報による基準	小矢部川［津沢］	
	強風	基準気象要素：平均風速	12m/s	
	風雪	基準気象要素：平均風速	12m/s　雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	平地	6 時間降雪の深さ 15cm
			山間部	12 時間降雪の深さ 30cm
	雷	落雷等により被害が予想される場合		
	融雪	１.積雪地域の日平均気温が 12℃以上 ２.積雪地域の日平均気温が９℃以上かつ日平均風速が５m/s 以上か日降水量 20mm 以上		
	（略）	（略）		

（追加）

第１　気象に関する予警報の種類及び発表基準

１　警戒レベルを用いた防災情報の提供（富山地方気象台）

警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて「居住者等がとるべき行動」を５段階に分け、「居住者等がとるべき行動」と「当該行動を居住者等に促す情報」とを関連付けるものである。「居住者等がとるべき行動」、「当該行動を居住者等に促す情報」及び「当該行動をとる際の判断に参考となる情報（警戒レベル相当情報）」をそれぞれ警戒レベルに対応させることで、出された情報からとるべき行動を直感的に理解できるよう、災害の切迫度に応じて、５段階の警戒レベルにより提供する。

（略）

２　特別警報・警報・注意報（富山地方気象台）

大雨や強風等の気象現象によって、災害が発生するおそれがあるときには「注意報」が、重大な災害が発生するおそれがあるときには「警報」が、予想される現象が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときには「特別警報」が、現象の危険度と雨量、風速、潮位等の予想値を時間帯ごとに明示して、県内の市町村ごとに発表される。また、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水･氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等については、実際に危険度が高まっている場所が「キキクル（危険度分布）」や「雷ナウキャスト」、「竜巻発生確度ナウキャスト」等で発表される。なお、大雨や洪水等の警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市町村等をまとめた地域の名称を用いる場合がある。

（２）警報注意報の種類及び発表基準

警報・注意報発表基準一覧表

注意報	大雨	表面雨量指数基準	8	
		土壌雨量指数基準	68	
	洪水	流域雨量指数基準	小矢部川流域＝18.1、渋江川流域＝5.6、旅川流域＝9.7、山田川流域＝11.6、大井川流域＝7.6、池川流域＝6.4	
		複合基準	小矢部川流域=（5，18.1）、旅川流域=（7，7.8）、山田川流域=（5，11.6）、大井川流域=（5，7.6）、池川流域＝（5，6.4）	
		指定河川洪水予報による基準	小矢部川［津沢］	
	強風	基準気象要素：平均風速	12m/s	
	風雪	基準気象要素：平均風速	12m/s　雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	平地	6 時間降雪の深さ 15cm
			山間部	12 時間降雪の深さ 30cm
	雷	落雷等により被害が予想される場合		
	融雪	１.積雪地域の日平均気温が 12℃以上 ２.積雪地域の日平均気温が９℃以上かつ日平均風速が５m/s 以上か日降水量 20mm 以上		
	（略）	（略）		

＊1（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせにより基準地を表しています。

県防災計画の修正に合わせて修正

県防災計画の修正に合わせて修正

洪水注意報の基準が令和４年５月 26 日に変更となったため修正

【警報・注意報基準一覧表の解説】 （略） （３）暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、風雪注意報の濃霧注意報、記録的短時間大雨情報の（）内は基準として用いる気象要素を示す。なお、府県予報区、一時細分区域及び市町村等をまとめた地域で取り扱いが異なる場合は、個々の欄に付記している。 （４）大雨、洪水、（追加）高潮、波浪の警報・注意報、暴風警報、（追加）強風注意報、（追加）及び記録的短時間大雨情報では、基準における「…以上」の「以上」を省略した。また、乾燥注意報、濃霧注意報では、基準における「…以下」の「以下」を省略した。なお、上記以外の注意報では、基準の表記が多岐にわたるため、省略は行っていない。 （５）表中において、発表官署が警報・注意報の本文中で用いる「平地、山地」等の地域名で基準値を記述する場合がある。 （６）表中において、対象の市町村等で現象が発現しない警報・注意報についてはその欄を斜線で、（追加）大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準及び洪水警報・注意報の流域雨量指数基準、複合基準のうち基準を定めていないもの、又は、洪水警報・注意報の基準となる洪水予報指定河川がない場合についてはその欄を“－”で、それぞれ示している。 （７）大雨警報については、表面雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報（浸水害）」、土壌雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害）」、両基準に達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害、浸水害）」として発表する。（追加） （８）大雨警報・注意報の表面雨量指数基準は、市町村等の域内において単一の値をとる。（追加） （９）大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準は 1km 四方毎に設定しているが、本表には市町村等の域内における基準の最低値を示している。（追加） （１０）洪水の欄中、「○○川流域=10.5」は、「○○川流域の流域雨量指数 10.5 以上」を意味する。 （１１）洪水警報・注意報の流域雨量指数基準は、各流域のすべての地点に設定しているが、本表には主要な河川における代表地点の基準値を示している。欄が空白の場合は、当該市町村等において主要な河川は存在しないことを表している。（追加） （１２）洪水警報・注意報の複合基準は、主要な河川における代表地点の（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を示している。（追加） （１３）洪水の欄中、「指定河川洪水予報による基準」の「○○川［△△］」は、洪水警報においては「指定河川である○○川に発表された洪水予報において、△△基準観測点で氾濫警戒情報又は氾濫危険情報の発表基準を満たしている場合に洪水警報を発表する」ことを、洪水注意報においては、同じく「△△基準観測点で氾濫注意情報の発表基準を満たしている場合に洪水注意報を発表する」ことを意味する。 （１４）高潮警報・注意報の潮位は一般に高さを示す「標高」で表す。「標高」の基準面として東京湾平均海　面（TP）を用いるが、島嶼部など一部では国土地理院による高さの基準面あるいは MSL（平均潮位）等を用いる。	【警報・注意報基準一覧表の解説】 （略） （削除） （３）大雨、洪水、大雪、高潮、波浪の警報・注意報、暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、風雪注意報及び記録的短時間大雨情報では、基準における「…以上」の「以上」を省略した。また、乾燥注意報、濃霧注意報では、基準における「…以下」の「以下」を省略した。なお、上記以外の注意報では、基準の表記が多岐にわたるため、省略は行っていない。 （４）表中において、発表官署が警報・注意報の本文中で用いる「平地、山地」等の地域名で基準値を記述する場合がある。 （５）表中において、対象の市町村等で現象が発現しない警報・注意報についてはその欄を斜線で、また現象による災害が極めて稀であり、災害との関係が不明確であるため具体的な基準を定めていない警報・注意報（洪水を除く）についてはその欄を空欄で、大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準及び洪水警報・注意報の流域雨量指数基準、複合基準のうち基準を定めていないもの、又は、洪水警報・注意報の基準となる洪水予報指定河川がない場合についてはその欄を“－”で、それぞれ示している。 （６）大雨警報については、表面雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報（浸水害）」、土壌雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害）」、両基準に達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害、浸水害）」として発表するため、大雨警報の欄中、（浸水害）は「大雨警報（浸水害）」、（土砂災害）は「大雨警報（土砂災害）」の基準をそれぞれ示している。 （７）大雨警報・注意報の表面雨量指数基準は、市町村等の域内において単一の値をとる。ただし、暫定基準を設定する際に市町村等の一部地域のみ通常より低い基準で運用する場合がある。この場合、本表には市町村等の域内による基準の最低値を示している。 （８）大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準は 1km 四方毎に設定しているが、本表には市町村等の域内における基準の最低値を示している。1Km四方毎の基準値については気象庁ホームページ参照のこと。 （９）洪水の欄中、「○○川流域=10.5」は、「○○川流域の流域雨量指数 10.5 以上」を意味する。 （１０）洪水警報・注意報の流域雨量指数基準は、各流域のすべての地点に設定しているが、本表には主要な河川における代表地点の基準値を示している。欄が空白の場合は、当該市町村等において主要な河川は存在しないことを表している。主要な河川以外の河川も含めた流域全体の基準値は気象庁ホームページを参照のこと。 （１１）洪水警報・注意報の複合基準は、主要な河川における代表地点の（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を示している。その他の地点の基準値は気象庁ホームページ参照のこと。 （１２）洪水の欄中、「指定河川洪水予報による基準」の「○○川［△△］」は、洪水警報においては「指定河川である○○川に発表された洪水予報において、△△基準観測点で氾濫警戒情報又は氾濫危険情報の発表基準を満たしている場合に洪水警報を発表する」ことを、洪水注意報においては、同じく「△△基準観測点で氾濫注意情報の発表基準を満たしている場合に洪水注意報を発表する」ことを意味する。 （１３）高潮警報・注意報の潮位は一般に高さを示す「標高」で表す。「標高」の基準面として東京湾平均海　面（TP）を用いるが、島嶼部など一部では国土地理院による高さの基準面あるいは MSL（平均潮位）等を用いる。	気象庁ホームページ記載に合わせて修正

（１５）地震や火山の噴火等、不測の事態により気象災害にかかわる諸条件が変化し、通常の基準を適用することが適切でない状態となることがある。このような場合は、非常措置として基準のみにとらわれない警報・注意報の運用を行うことがある。また、このような状態がある程度長期間継続すると考えられる場合には、特定の警報・注意報について、対象地域を必要最小限の範囲に限定して「暫定基準」を設定し、通常より低い基準で運用することがある。 ３　大雨警報・洪水警報の危険度分布等（富山地方気象台） 種　類 ／ 概　要 土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布） 大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で１km四方の領域ごとに５段階に色分けして示す情報。２時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 ・（追加） ・「非常に危険」（うす紫）、「極めて危険」（濃い紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル４に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル３に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、（追加）自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２に相当。 （略） （略） 洪水キキクル（洪水警報の危険度分布） 指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね１kmごとに５段階に色分けして示す情報。３時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 ・（追加） ・「非常に危険」（うす紫）、「極めて危険」（濃い紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル４に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル３に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、（追加）自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２に相当。 流域雨量指数の予測値 水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。６時間先までの雨量分布の予想を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れる量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時10分ごとに更新している。	（１４）地震や火山の噴火等、不測の事態により気象災害にかかわる諸条件が変化し、通常の基準を適用することが適切でない状態となることがある。このような場合は、非常措置として基準のみにとらわれない警報・注意報の運用を行うことがある。また、このような状態がある程度長期間継続すると考えられる場合には、特定の警報・注意報について、対象地域を必要最小限の範囲に限定して「暫定基準」を設定し、通常より低い基準で運用することがある。 ３　キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等 種　類 ／ 概　要 土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布） 大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で１km四方の領域ごとに５段階に色分けして示す情報。２時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル５に相当。 ・「（削除）危険」（削除紫）削除：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル４に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル３に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２に相当。 （略） （略） 洪水キキクル（洪水警報の危険度分布） 指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね１kmごとに５段階に色分けして示す情報。３時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル５に相当。 ・「（削除）危険」（削除紫）（削除）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル４に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル３に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２に相当。 流域雨量指数の予測値 指定河川洪水予想の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予想を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。６時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。	県防災計画の記載に合わせて修正

<table>
<tr>
<td>
５　富山県気象情報（富山地方気象台）
気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表する。
（追加）

７　記録的短時間大雨情報（気象庁）
県内で、大雨警報発表中に、キキクル（危険度分布）の「非常に危険」（うす紫）が出現し、かつ数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、府県気象情報の一種として発表する。
この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所について、警報の「危険度分布」で確認する必要がある。

９　指定河川洪水予報（富山地方気象台、北陸地方整備局）
河川の増水や氾濫等に対する水防活動の判断や住民の避難行動の参考となるように、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位又は流量を示して発表する警報及び注意報であり、常願寺川・神通川・庄川及び小矢部川洪水予報については、富山河川国道事務所と富山地方気象台が共同で、黒部川洪水予報については、黒部河川事務所と富山地方気象台が共同で発表する。（追加）（略）
<table>
<tr><th>種類</th><th>標題</th><th>概要</th></tr>
<tr><td rowspan="3">洪水予報</td><td>氾濫発生情報</td><td>氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。
新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル５に相当。</td></tr>
<tr><td>氾濫危険情報</td><td>氾濫危険水位に達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているとき、（追加）に発表される。
（略）</td></tr>
<tr><td>氾濫警戒情報</td><td>（略）
高齢者等避難の発令の判断の参考とする。危険な場所からの高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル３に相当。</td></tr>
<tr><td>洪水注意報</td><td>氾濫注意情報</td><td>氾濫注意水位に達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。
ハザードマップによる災害リスク等を再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２に相当。</td></tr>
</table>
</td>
<td>
５　富山県気象情報（富山地方気象台）
気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表する。
大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続いているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する富山県気象情報」という表題の気象情報が府県気象情報等として発表される。
「顕著な大雨に関する気象情報」の発表基準を満たすような線状降水帯による大雨の可能性がある程度高いことが予想された場合に、半日程度前から、気象情報において、「線状降水帯」というキーワードを使って呼びかける。この呼びかけは、警戒レベル相当情報を補足する解説情報として発表される。

７　記録的短時間大雨情報（気象庁）
県内で、大雨警報発表中に、数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（１時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつキキクル（危険度分布）の「危険」（紫色の警戒レベル４相当）が出現している場合に、気象庁から発表される。

９　指定河川洪水予報（富山地方気象台、富山河川国道事務所、黒部河川事務所）
河川の増水や氾濫等に対する水防活動の判断や住民の避難行動の参考となるように、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位又は流量を示して発表する警報及び注意報であり、常願寺川・神通川・庄川及び小矢部川洪水予報については、富山河川国道事務所と富山地方気象台が共同で、黒部川洪水予報については、黒部河川事務所と富山地方気象台が共同で発表する。警戒レベル２～５に相当する。（略）
<table>
<tr><th>種類</th><th>標題</th><th>概要</th></tr>
<tr><td rowspan="3">洪水予報</td><td>氾濫発生情報</td><td>氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。
新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル５に相当。</td></tr>
<tr><td>氾濫危険情報</td><td>氾濫危険水位に達したとき、氾濫危険水位以上の状況が継続しているとき、または３時間先までに氾濫する可能性のある水位に到達すると見込まれるときに発表される。
（略）</td></tr>
<tr><td>氾濫警戒情報</td><td>（略）
高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル３に相当。</td></tr>
<tr><td>洪水注意報</td><td>氾濫注意情報</td><td>氾濫注意水位に達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状況が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。
ハザードマップによる災害リスク等を再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２に相当。</td></tr>
</table>
</td>
<td>
県防災計画の記載に合わせて修正

県防災計画の記載に合わせて修正

指定河川洪水予報は富山河川国道事務所、黒部河川事務所が共同発表するため

氾濫危険情報を予想で発表

県防災計画の記載に合わせて修正令和４年出水期から改善
</td>
</tr>
</table>

<table>
<tr>
<td>
第４節　情報の収集・伝達

第１　被害状況等の収集・伝達活動
６　被害状況の報告
市、県、その他関係機関は、当該区域内に被害が発生したときは、迅速に被害の状況の情報を収集し、関係機関に連絡する。
（追加）

第３　広報及び広聴活動
７　安否不明者等の氏名公表
災害時の安否不明者の氏名等公表については、県「災害時における安否不明者等の氏名等の公表に関するガイドライン」に基づき、対応する安否不明者
</td>
<td>
第４節　情報の収集・伝達

第１　被害状況等の収集・伝達活動
６　被害状況の報告
市、県、その他関係機関は、当該区域内に被害が発生したときは、迅速に被害の状況の情報を収集し、関係機関に連絡する。
市は要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。県は、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、「災害時における安否不明者等の公表に関するガイドラインに」に基づき市町村等と連携の上、安否不明者の氏名等を公表し、速やかな安否不明者の絞り込みに努めるものとする。

第３　広報及び広聴活動
７　安否不明者（行方不明者となる疑いのある者）の氏名公表
災害時の安否不明者の氏名等公表については、県「災害時における安否不明者等の氏名等の公表に関するガイドライン」に基づき、対応する安否不明者
</td>
<td>
国防災基本計画及び県防災計画の記載に合わせて修正

国防災基本計画及び県防災計画の記載に合わせて修正
</td>
</tr>
<tr>
<td>
第５節　災害救助法の適用

第３　救助実施体制
２　救助の方法、程度、機関
（略）
【救助の種類・期間】
<table>
<tr><th>救助の種類</th><th>実施期間</th></tr>
<tr><td>避難所の供与</td><td>被害発生の日から７日以内（追加）</td></tr>
<tr><td>応急仮設住宅の供与</td><td>被害発生の日から 20 日以内に着工、完成の日から２年以内</td></tr>
<tr><td>炊出しその他による食品の給与</td><td>被害発生の日から７日以内</td></tr>
<tr><td>飲料水の供給</td><td>被害発生の日から７日以内</td></tr>
<tr><td>被服・寝具その他生活必需品の給（貸）与</td><td>被害発生の日から 10 日以内</td></tr>
<tr><td>医療</td><td>被害発生の日から 14 日以内</td></tr>
<tr><td>助産</td><td>分娩した日から７日以内</td></tr>
<tr><td>被災者の救出</td><td>被害発生の日から３日以内</td></tr>
<tr><td>被災した住宅の応急修理</td><td>被害発生の日から１月以内（追加）</td></tr>
<tr><td>生業に必要な資金の貸与</td><td>被害発生の日から１月以内</td></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
</table>
</td>
<td>
第５節　災害救助法の適用

第３　救助実施体制
２　救助の方法、程度、機関
（略）
【救助の種類・期間】
<table>
<tr><th>救助の種類</th><th>実施期間</th></tr>
<tr><td>避難所の供与</td><td>被害発生の日から７日以内（おそれ段階においては、救助の実施が認められる期間）</td></tr>
<tr><td>応急仮設住宅の供与</td><td>被害発生の日から 20 日以内に着工、完成の日から２年以内</td></tr>
<tr><td>炊出しその他による食品の給与</td><td>被害発生の日から７日以内</td></tr>
<tr><td>飲料水の供給</td><td>被害発生の日から７日以内</td></tr>
<tr><td>被服・寝具その他生活必需品の給（貸）与</td><td>被害発生の日から 10 日以内</td></tr>
<tr><td>医療</td><td>被害発生の日から 14 日以内</td></tr>
<tr><td>助産</td><td>分娩した日から７日以内</td></tr>
<tr><td>被災者の救出</td><td>被害発生の日から３日以内</td></tr>
<tr><td>被災した住宅の応急修理</td><td>被害発生の日から３月以内（国の特定災害対策本部等が設置された災害にあっては６月以内）</td></tr>
<tr><td>生業に必要な資金の貸与</td><td>被害発生の日から１月以内</td></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
</table>
</td>
<td>
災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成 25 年内閣府告示第 228 号）が改正されたため
</td>
</tr>
</table>

<table>
<tr>
<td>
第６節　広域応援要請

第２　応援要請
１　自衛隊の災害派遣
（１）災害派遣の活動内容
<table>
<tr><td>区分</td><td>活動内容</td></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）。</td></tr>
<tr><td>（追加）</td><td>（追加）</td></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
</table>
</td>
<td>
第６節　広域応援要請

第２　応援要請
１　自衛隊の災害派遣
（１）災害派遣の活動内容
<table>
<tr><td>区分</td><td>活動内容</td></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>入浴支援</td><td>被災者に対し、入浴支援を実施する。</td></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
</table>
</td>
<td>国防災基本計画及び県防災計画の修正に伴い文言追加</td>
</tr>
<tr>
<td>
第９節　避難活動

第１　避難指示、誘導
１　高齢者等避難、避難指示の実施責任者
（略）
また、県及び指定行政機関，指定地方行政機関は，市から求めがあった場合には，避難指示の対象地域，判断時期等について助言する。（追加）

２　実施責任区分
<table>
<tr><td></td><td>実施責任者</td><td>措置</td><td>実施の基準</td></tr>
<tr><td rowspan="3">避難指示等</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>知事及びその命を受けた職員又は水防管理者（水防法第 29 条）</td><td>立退きの指示</td><td>洪水、（追加）により著しい危険が切迫していると認められるとき。</td></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
</table>

第３　避難所の設置・運営
２　避難所の運営
ア　（略）
市は、各避難所の適切な運営管理を行うものとし、この際、避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有した（追加）外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求める。また、避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。
</td>
<td>
第９節　避難活動

第１　避難指示、誘導
１　高齢者等避難、避難指示の実施責任者
（略）
また、県及び指定行政機関，指定地方行政機関は，市から求めがあった場合には，避難指示の対象地域，判断時期等について助言する。さらに、市は、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて富山地方気象台、気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うものとする。

２　実施責任区分
<table>
<tr><td></td><td>実施責任者</td><td>措置</td><td>実施の基準</td></tr>
<tr><td rowspan="3">避難指示等</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>知事及びその命を受けた職員又は水防管理者（水防法第 29 条）</td><td>立退きの指示</td><td>洪水、雨水出水、により著しい危険が切迫していると認められるとき。</td></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
</table>

第３　避難所の設置・運営
２　避難所の運営
ア　（略）
市は、各避難所の適切な運営管理を行うものとし、この際、避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したＮＰＯ・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求める。また、避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。
</td>
<td>
国防災基本計画及び県防災計画の修正に伴い文言追加

水防法と整合を図るため修正

国防災基本計画及び県防災計画の修正に伴い文言追加
</td>
</tr>
</table>

第１１節　飲料水・食料・生活必需品の供給 第２　食料の供給 ５　（追加） ５　（略） ６　（略） ７　（略）	第１１節　飲料水・食料・生活必需品の供給 第２　食料の供給 ５　被災者の要望把握と支援 （１）避難所の供給責任者は、被災者の食料・生活必需品に対する要望や避難所で不足している物資を的確に把握し、市に連絡する。 （２）市で対応できない食料・生活必需品等については、市の要請に基づき県が応援する。 （３）市は、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物　アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとする。 ６　（略） ７　（略） ８　（略）	国防災基本計画及び県防災計画の修正に伴い文言追加
第１８節　応急住宅対策等 第１　応急仮設住宅の確保 １　応急仮設住宅の建設 （６）建設工事 （略） イ　市及び県は、応急仮設住宅の建設にあたっては、(一社)富山県建設業協会、(一社)プレハブ建築協会、(一社) 全国木造建設事業協会（追加）等に対して協力を要請する。 第２被災住宅の応急修理 １　住宅の応急修理 （３）修理の時期 災害発生の日から、原則として１か月以内（追加）に完了する。ただし、知事は内閣総理大臣に協議し、その同意を得て延長することができる。	第１８節　応急住宅対策等 第１　応急仮設住宅の確保 １　応急仮設住宅の建設 （６）建設工事 （略） イ　市及び県は、応急仮設住宅の建設にあたっては、(一社)富山県建設業協会、(一社)プレハブ建築協会、(一社) 全国木造建設事業協会、（一社）ムービングハウス協会等に対して協力を要請する。 第２被災住宅の応急修理 １　住宅の応急修理 （３）修理の時期 災害発生の日から、原則として３か月以内（国の特定災害対策本部等が設置された災害にあっては６か月以内）に完了する。ただし、知事は内閣総理大臣に協議し、その同意を得て延長することができる。	県防災計画の修正に伴い文言追加 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成 25 年内閣府告示第 228 号）が改正されたため
第３章　災害復旧対策 第１　被災者の生活確保 ３　災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付 （１）災害弔慰金 ア　支給となる災害 （略） （ウ）県内において災害救助法（追加）が適用された市町村が１以上ある場合の災害 （エ）災害救助法（追加）が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が２以上ある場合の災害	第３章　災害復旧対策 第１　被災者の生活確保 ３　災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付 （１）災害弔慰金 ア　支給となる災害 （略） （ウ）県内において災害救助法第２条第１項が適用された市町村が１以上ある場合の災害 （エ）災害救助法第２条第１項が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が２以上ある場合の災害	災害救助法の改正により、おそれ段階でも災害救助法の適用はできるようになったが、おそれ段階は支給対象外のため

現　行	修　正　案	備　考
第３編　雪害編	第３編　雪害編	
第２章　雪害応急対策 第５節　自主防災活動及び地域ぐるみ除排雪 第２　地域ぐるみ除排雪（建設班） １　地域ぐるみ除排雪の効果的な推進 （略） （追加）	第２章　雪害応急対策 第５節　自主防災活動及び地域ぐるみ除排雪 第２　地域ぐるみ除排雪（建設班） １　地域ぐるみ除排雪の効果的な推進 （略） ウ　雪下ろし中の転落事故や屋根雪の落下等による人身事故の防止を図るよう、除雪作業の危険性と対応策を住民に示し、注意喚起に努める。	国防災基本計画及び県防災計画の修正に伴う変更
第１８節　農林業の被害拡大防止 第３　果樹（農政班） 次に掲げる対策について、指導を徹底する。 （略） ウ　野ねずみ、野うさぎ、害鳥等の被害を防止するため、樹の根元の雪踏み、枝のわら巻き、鉄砲での威かくを行う。	第１８節　農林業の被害拡大防止 第３　果樹（農政班） 次に掲げる対策について、指導を徹底する。 （略） ウ　野ねずみ、野うさぎ、害鳥等の被害を防止するため、苗木や若木には金網や合成樹脂製パイプ等の被覆資材を設置する。	県防災計画の修正に伴う変更

現　行	修　正　案	備　考
第５編　震災編	第５編　震災編	
第１章　震災予防対策 第２節　都市基盤の安全性の強化 第５　地盤の液状化対策　（建設班、上下水道班） （略） （追加）	第１章　震災予防対策 第２節　都市基盤の安全性の強化 第５　地盤の液状化対策　（建設班、上下水道班） （略） ４　液状化ハザードマップの作成・公表 市は、液状化液状化被害の危険性を示した液状化ハザードマップを作成・公表するとともに、宅地の安全性の把握及び耐震化を実施するよう努めるものとする。	正 国防災基本計画及び県防災計画の修正に伴う変更
第３節　防災活動体制の整備 第４　緊急輸送ネットワークの整備（建設班） （略） また、国、県及び市は、これらを調整し、災害に対する安全性を考慮しつつ、関係機関と協議の上、県が開設する広域物資輸送拠点、市が開設する地域内輸送拠点を経て、各避難所に支援物資を届ける緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに、指定公共機関その他の関係機関等に対する周知徹底に努める。 （追加） 第９　災害復旧・復興への備え １　災害廃棄物の発生への対応 （略） 市は、災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努める。また、災害廃棄物に関する情報、災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net)、（追加）や地域ブロック協議会の取組等に関して、ホームページ等において公開する等、周知に努める。	第３節　防災活動体制の整備 第４　緊急輸送ネットワークの整備（建設班） （略） また、国、県及び市は、これらを調整し、災害に対する安全性を考慮しつつ、関係機関と協議の上、県が開設する広域物資輸送拠点、市が開設する地域内輸送拠点を経て、各避難所に支援物資を届ける緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに、指定公共機関その他の関係機関等に対する周知徹底に努める。 さらに、市は、緊急輸送ルートの確保を早期に確実に図るため、主要な拠点と高規格道路等のアクセス強化、ネットワーク機能の向上、道路防災対策等を通じて、強靭で信頼性の高い道路網の整備を図る。また、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、国が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ、無電柱化の促進を図るものとする。 第９　災害復旧・復興への備え １　災害廃棄物の発生への対応 （略） 市は、災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努める。また、災害廃棄物に関する情報、災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net)、災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）、や地域ブロック協議会の取組等に関して、ホームページ等において公開する等、周知に努める。	国防災基本計画及び県防災計画の修正に伴い文言追加 国防災基本計画及び県防災計画の修正に伴い文言追加

第４節　救援・救護体制の整備	第４節　救援・救護体制の整備	
第３　緊急避難場所・避難所・生活救援物資等の確保（略） １　指定緊急避難場所及び指定避難所の確保 市は、施設の管理者の同意を得たうえで、あらかじめ、必要に応じ、災害対策基本法施行令の定める基準により指定緊急避難場所及び指定避難所を指定しておく。また市は、一般の避難所では生活することが困難な障害者（追加）等の要配慮者のため、社会福祉施設等の福祉避難所を指定するよう努める。（追加） （略）	第３　緊急避難場所・避難所・生活救援物資等の確保（略） １　指定緊急避難場所及び指定避難所の確保 市は、施設の管理者の同意を得たうえで、あらかじめ、必要に応じ、災害対策基本法施行令の定める基準により指定緊急避難場所及び指定避難所を指定しておく。また市は、一般の避難所では生活することが困難な障害者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、社会福祉施設等の福祉避難所を指定するよう努める。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人口呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等、必要配慮をするよう努める。（略）	国防災基本計画及び県防災計画の修正に伴い文言追加
（２）施設、設備の整備 ア　指定避難所における施設、設備の整備 （略） （ア）指定避難所又はその近傍で、水、食料、非常用電源、常備薬、マスク、消毒薬、段ボールベッド、パーテーション、炊出し用具、毛布、暖房用器具等避難生活に最低限必要な物資、資機材の整備を図る。なお、備蓄物資の調達に当たっては要配慮者への配慮にも留意する。	（２）施設、設備の整備 ア　指定避難所における施設、設備の整備 （略） （ア）指定避難所又はその近傍で、水、食料、非常用電源、常備薬、マスク、消毒薬、段ボールベッド、パーテーション、炊出し用具、毛布、暖房用器具等避難生活に最低限必要な物資、資機材の整備を図る。なお、備蓄物資の調達に当たっては要配慮者、女性、子どもにも配慮する。	国防災基本計画及び県防災計画の修正に伴い文言追加
（イ）井戸、仮設（簡易）トイレ、マット、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器等避難生活に必要な施設、設備の整備に努めるほか、ラジオ、テレビ、無線ＬＡＮ等災害情報の入手に資する機器を整備する。 また、必要に応じ、換気、照明等、避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めるとともに、空調、洋式トイレなど、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者にも配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備に努める。 （追加）	（イ）井戸、仮設（簡易）トイレ、マット、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器等避難生活に必要な施設、設備の整備に努めるほか、ラジオ、テレビ、無線ＬＡＮ等災害情報の入手に資する機器を整備する。 また、必要に応じ、換気、照明等、避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めるとともに、空調、洋式トイレなど、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者にも配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備に努める。さらに、停電時においても、施設・整備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常発電設備等の整備に努めるものとする。	国防災基本計画及び県防災計画の記載に併せて修正
（３）運営体制の整備 （略） なお、市は、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。 また、市及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家（追加）等との定期的な情報交換に努める。 また、避難所における新型感染症対策など、新たな課題が生じた場合には、県が改正する策定指針に従い改正するよう努める。	（３）運営体制の整備 （略） なお、市は、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。 また、市及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、ＮＰＯ・ボランティア等との定期的な情報交換に努める。 また、避難所における新型感染症対策など、新たな課題が生じた場合には、県が改正する策定指針に従い改正するよう努める。	国防災基本計画及び県防災計画の記載に併せて修正
第４　災害救援ボランティア活動の支援（災害救助班） 災害時において、市、県及びその他の防災関係機関は、被災者の救助・救援活動、ライフラインの復旧など、災害対応の中心的な役割を担っており、また、住民は、自主防災という点で各自の行動が期待される。 （略） （追加）	第４　災害救援ボランティア活動の支援（災害救助班） 災害時において、市、県及びその他の防災関係機関は、被災者の救助・救援活動、ライフラインの復旧など、災害対応の中心的な役割を担っており、また、住民は、自主防災という点で各自の行動が期待される。 （略） 市、県及び国は、防災ボランティアの活動環境として、行政・ＮＰＯ・ボランティア等の第三者で連携し、平常時の登録、研修や訓練の制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方法等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。	国防災基本計画及び県防災計画の記載に合わせて修正

第５節　防災行動力の向上 第１　防災意識の高揚（総務班、教育総務班） １　市民に対する防災知識の普及（総務班） 市は、市民に対し、専門家の知見も活用しながら、ハザードマップの理解、家屋の耐震診断や家具類の転倒防止対策、最低３日分（推奨１週間分）の自分の食料・飲料水等の個人備蓄、非常持出品の準備等家庭での予防・安全対策及び地震発生時にとるべき行動など防災知識の普及啓発を図る。また、防災週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し、災害時のシミュレーション結果等を示しながらその危険性を周知する。 （追加） （２）普及の内容 ア　各機関の防災体制 イ　地震に対する一般的知識 ・地震の発生メカニズム（海溝型地震と断層型地震の違い） ・本県における主要活断層（追加）の位置 ・地震規模（マグニチュード） ・震度分布 ・地震の発生確率　等 ２　児童生徒に対する防災教育（教育総務班） （１）防災教育の充実 ア　学校教育における防災教育 （略） （追加） （ウ）学校には防災管理者を置き、関係法規に定める防災知識普及業務を行う （エ）防災に関する安全教育は、各教科（道徳を含む。）に加え、総合的な学習の時間の活用により災害に対応する能力を高める学習や特別活動の学校行事及び学級活動、ホームルーム等において、PTA や地域住民、（追加）も参加した実践的な避難訓練等を行うよう努める。 （オ）防災教育は、避難行動への負担感、過去の被災体験等を基準にした災害に対する、危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動をとるべきタイミングを逸することなく適切な行動がとれるようにする。 （カ）住んでいる地域の特徴や過去の地震の教訓等について継続的な防災教育に努める。 （キ）防災教育の推進にあたっては、児童・生徒の理解が進むよう、県で作成した児童・生徒用防災ハンドブックなど、わかりやすい教材を活用する。 （ク）災害時におけるボランティアの重要性について事例教育を含めるなど、その理解を深めさせる。	第５節　防災行動力の向上 第１　防災意識の高揚（総務班、教育総務班） １　市民に対する防災知識の普及（総務班） 市は、市民に対し、専門家の知見も活用しながら、ハザードマップの理解、家屋の耐震診断や家具類の転倒防止対策、最低３日分（推奨１週間分）の自分の食料・飲料水等の個人備蓄、非常持出品の準備等家庭での予防・安全対策及び地震発生時にとるべき行動など防災知識の普及啓発を図る。また、防災週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し、災害時のシミュレーション結果等を示しながらその危険性を周知する。 また市は、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図る。 （２）普及の内容 ア　各機関の防災体制 イ　地震に対する一般的知識 ・地震の発生メカニズム（海溝型地震と陸域の浅い地震の違い） ・本県における主要活断層帯の位置 ・地震規模（マグニチュード） ・震度分布 ・地震の発生確率　等 ２　児童生徒に対する防災教育（教育総務班） （１）防災教育の充実 ア　学校教育における防災教育 （略） （ウ）学校においては、消防団・自主防災組織等が参画した防災教育の実施体制を構築し、消防団員等による講演や体験学習、防災訓練等の防災教育を行うよう努める。 （エ）学校には防災管理者を置き、関係法規に定める防災知識普及業務を行う （オ）防災に関する安全教育は、各教科（道徳を含む。）に加え、総合的な学習の時間の活用により災害に対応する能力を高める学習や特別活動の学校行事及び学級活動、ホームルーム等において、PTA や地域住民、消防団員等も参加した実践的な避難訓練等を行うよう努める。 （カ）防災教育は、避難行動への負担感、過去の被災体験等を基準にした災害に対する、危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動をとるべきタイミングを逸することなく適切な行動がとれるようにする。 （キ）住んでいる地域の特徴や過去の地震の教訓等について継続的な防災教育に努める。 （ク）防災教育の推進にあたっては、児童・生徒の理解が進むよう、県で作成した児童・生徒用防災ハンドブックなど、わかりやすい教材を活用する。 （ケ）災害時におけるボランティアの重要性について事例教育を含めるなど、その理解を深めさせる。	国防災基本計画及び県防災計画の記載に合わせて修正 文部科学省や気象庁で用いている語句と合わせるため 地震調査研究推進本部ホームページ記載に合わせるため 消防地 416 号令和 3 年 12 月 1 日「児童生徒等に対する防災教育の実施について」の通知に基づき修正 国防災基本計画及び県防災計画の修正に伴い文言追加

第２　自主防組織の強化等（総務班、南砺消防署） １　地域における自主防災組織の充実 （２）（追加）自主防災組織の育成 災害時において重要な役割を担う自主防災組織の育成（追加）を図るため、市は各自主防災組織にきめこまやかな指導・助言ができる防災士を配置する養成事業を行うとともに、地域において、防災リーダーとなる南砺市防災こころえ隊と連携し、地域防災力の強化に努める。また、防災活動に必要な各種マニュアルや自主防災組織研修用教材、自主防災組織化・活動ハンドブックの作成配布、リーダー養成講習会の実施、防災講習会、座談会、映画会等の開催、さらにインターネットを活用した防災危機管理ｅ－カレッジの周知を図るなど、教育訓練を受ける機会の提供に努める。	第２　自主防組織の強化等（総務班、南砺消防署） １　地域における自主防災組織の充実 （２）防災士の養成と自主防災組織の育成 災害時において重要な役割を担う自主防災組織の育成充実を図るため、市は各自主防災組織にきめこまやかな指導・助言ができる防災士を配置する養成事業を行うとともに、地域において、防災リーダーとなる南砺市防災こころえ隊と連携し、地域防災力の強化に努める。また、防災活動に必要な各種マニュアルの作成配布、リーダー養成講習会の実施、防災講習会等の開催など、教育訓練を受ける機会の提供に努める。	県防災計画の記載に合わせて修正
第３　防災訓練の充実（総務班） （略） （追加）	第３　防災訓練の充実（総務班） （略） ６　防災行動計画（タイムライン）の効果的な運用 国、県及び市等の防災関係機関は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、関係機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努める。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努める。	国防災基本計画及び県防災計画の記載に合わせて修正
第４　要配慮者の安全確保（災害救助班、要介護者班） ３　外国人の安全確保対策 （２）災害時の支援体制の整備 市は、災害時における外国語による災害情報の伝達方策や避難所での外国人支援体制の検討及び外国人住民支援のボランティアの育成に努める。なお、在日外国人と訪日外国人は、行動特性や情報ニーズが異なることに留意する必要がある。 （追加）	第４　要配慮者の安全確保（災害救助班、要介護者班） ３　外国人の安全確保対策 （２）災害時の支援体制の整備 市は、災害時における外国語による災害情報の伝達方策や避難所での外国人支援体制の検討及び外国人住民支援のボランティアの育成に努める。なお、在日外国人と訪日外国人は、行動特性や情報ニーズが異なることに留意する必要がある。 また、県及び市町村は、国が行う研修を通じて、災害時に行政等から提供される災害や生活支援等に関する情報を整理し、避難所等にいる外国人被災者のニーズとのマッチングを行う災害時外国人支援情報コーディネーターの育成に努める。	国防災基本計画及び県防災計画の記載に合わせて修正
第２章　震災予防対策 第２節　情報の収集・伝達 第１　被害状況等の収集・伝達活動（全部局共通） ６　被害状況の報告 （追加）	第２章　震災予防対策 第２節　情報の収集・伝達 第１　被害状況等の収集・伝達活動（全部局共通） ６　被害状況の報告 県、市町村は、当該区域内に被害が発生したときは、迅速に被害の状況の情報を収集し、関係機関に連絡する。道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、国、県、市、指定公共機関は、それぞれの所管する道路のほか、通信、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて、被災市町村に連絡する。また、市は、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努める。市は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。都道府県は、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、「災害時における安否不明者等の氏名等の公表に関するガイドライン」に基づき、市町村等と連携の上、安否不明者の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな安否不明者の絞り込みに努めるものとする。	県防災計画の記載に合わせて追加及び国防災基本計画及び県防災計画の記載に合わせて修正

第２　地震情報の収集・伝達

１　地震に関する情報

気象業務法に基づき気象庁が発表する地震に関する情報は、次のとおりである。

地震動警報・予報（緊急地震速報）は、地震の発生直後に、震源に近い地震計でとらえた観測データを解析して震源や地震の規模（マグニチュード）を直ちに推定し、これに基づいて各地での主要動の到達時刻や震度を予測し、可能な限り素早く発表する。

（追記）

（略）

（１）地震動の特別警報、警報及び予報（緊急地震速報）

区分	内容	名称
地震動特別警報	最大震度 5 弱以上（追加）の揺れが予想されたときに（追加）、強い揺れが予想される地域に対し地震動により重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して発表するもの。 警報の中でも、震度６弱以上（追加）の揺れが予想される場合を特別警報に位置づける	「緊急地震速報(警報)」又は「緊急地震速報」
地震動警報		
地震動予報	最大震度３以上（追加）又はマグニチュード 3.5 以上等と予想されたときに発表	「緊急地震速報(予報)」

＊緊急地震速報（警報）の発表条件は２箇所以上の地震観測点のデータに基づく予想

（２）地震情報の種類、発表基準と内容

地震情報の種類	発表基準	内容
震源・震度に関する情報　(注追加)	以下のいずれかを満たした場合 ・震度３以上（追加） （略）	（略）
各地の震度に関する情報　(注追加)	・震度１以上（追加）	（略）
推計震度分布図	・震度５弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1ｋｍ四方ごとに推計した震度（震度４以上）を図情報として発表。
長周期地震動に関する観測情報	・震度３以上	高層ビルでの被害の発生可能性等について、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表（地震発生から約 20～30 分後に気象庁ホームページ上に掲載）。

（注）気象庁防災情報ＸＭＬフォーマット電文では、「震源・震度に関する情報」と「各地の震度に関する情報」はまとめた形の一つの情報で発表している。

（追加）

第２　地震情報の収集・伝達

１　地震に関する情報

気象業務法に基づき気象庁が発表する地震に関する情報は、次のとおりである。

地震動警報・予報（緊急地震速報）は、地震の発生直後に、震源に近い地震計でとらえた観測データを解析して震源や地震の規模（マグニチュード）を直ちに推定し、これに基づいて各地での主要動の到達時刻や震度を予測し、可能な限り素早く発表する。

また、観測点に揺れが到達し、周辺地域に強い揺れが来ることが予想される場合には、その旨あわせてお知らせする。

（略）

（１）地震動の特別警報、警報及び予報の区分及び名称について

区分	内容	情報発表の名称
地震動特別警報	最大震度５弱以上または最大長周期地震動階級３以上の揺れが予想されたときに(※)、強い揺れが予想される地域に対し地震動により重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して発表するもの。 このうち、震度６弱以上または長周期地震動階級４の揺れが予想される場合を特別警報に位置付ける。	「緊急地震速報(警報)」又は「緊急地震速報」
地震動警報		
地震動予報	最大震度 3 以上または長周期地震動階級１以上、マグニチュード 3.5 以上等と予想されたときに発表するもの。	「緊急地震速報(予報)」

＊２箇所以上の地震観測点のデータに基づく予想

（２）地震情報の種類、発表基準と内容

地震情報の種類	発表基準	内容
震源・震度に関する情報　(注 1)	以下のいずれかを満たした場合 ・震度３以上（注 2） （略）	（略）
各地の震度に関する情報　(注 1)	・震度１以上（注 2）	（略）
推計震度分布図	・震度５弱以上	観測した各地の震度データをもとに、250m 四方ごとに推計した震度（震度４以上）を図情報として発表。
長周期地震動に関する観測情報	・長周期地震動階級１以上	長周期地震動階級１以上を観測した場合に観測点で観測した長周期地震動階級などを発表する情報で、地震発生から 10 分程度で気象庁ホームページに掲載。

（注１）気象庁防災情報ＸＭＬフォーマット電文では、「震源・震度に関する情報」と「各地の震度に関する情報」はまとめた形の一つの情報で発表している。

（注２）気象庁ホームページでは「震源・震度に関する情報」及び「各地の震度に関する情報」について、どちらかの発表基準に達した場合に両方の情報を発表している。

平成 30 年３月に緊急地震速報の技術的改善が行われ、従来の予測手法に加えて、新しい手法（PLUM 法）が導入されたため

気象庁ホームページ記載に合わせて修正

県防災計画の記載に合わせて修正

<table>
<tr>
<td>
第４　広報及び広聴活動（情報調整班、現地災害対策班）
９　安否不明者（追加）の氏名等公表
災害時の安否不明者の氏名等公表については、各地方公共団体がそれぞれの個人情報保護条例に照らしてその可否を判断することとなるが、安否不明者等の氏名等公表を行うことにより安否情報の収集等を行い、救助活動を効率化することが必要な場合においては、個人情報保護条例に定める個人情報の利用及び提供制限の例外規定の適用を検討するなど、県や関係機関と連携のうえ、対応する。
</td>
<td>
第４　広報及び広聴活動（情報調整班、現地災害対策班）
９　安否不明者（行方不明者となる疑いのある者）の氏名等公表
災害時の安否不明者の氏名等公表については、発災時に安否不明者（行方不明者となる疑いのある者）の氏名等の公表や安否情報の収集・精査等を行う場合に備え、「災害時における安否不明者等の氏名等の公表に関するガイドライン」に基づき、県と連携の上、あらかじめ一連の手続き等について整理し、対応するよう努めるものとする。
</td>
<td>国防災基本計画及び県防災計画の修正に伴い文言追加</td>
</tr>
<tr>
<td>
第３節　災害救助法の適用
第３　救助実施体制（全班共通）
２　救助の程度、方法、機関
（略）
【救助の種類・期間】
<table>
<tr><th>救助の種類</th><th>実施期間</th></tr>
<tr><td>避難所の供与</td><td>被害発生の日から７日以内（追加）</td></tr>
<tr><td>応急仮設住宅の供与</td><td>被害発生の日から 20 日以内に着工、完成の日から２年以内</td></tr>
<tr><td>炊出しその他による食品の給与</td><td>被害発生の日から７日以内</td></tr>
<tr><td>飲料水の供給</td><td>被害発生の日から７日以内</td></tr>
<tr><td>被服・寝具その他生活必需品の給（貸）与</td><td>被害発生の日から 10 日以内</td></tr>
<tr><td>医療</td><td>被害発生の日から 14 日以内</td></tr>
<tr><td>助産</td><td>分娩した日から７日以内</td></tr>
<tr><td>被災者の救出</td><td>被害発生の日から３日以内</td></tr>
<tr><td>被災した宅の応急修理</td><td>被害発生の日から１月以内（追加）</td></tr>
<tr><td>生業に必要な資金の貸与</td><td>被害発生の日から１月以内</td></tr>
<tr><td>学用品の給与（教科書）</td><td>被害発生の日から１月以内</td></tr>
<tr><td>学用品の給与（文房具）</td><td>被害発生の日から 15 日以内</td></tr>
<tr><td>埋葬</td><td>被害発生の日から 10 日以内</td></tr>
<tr><td>遺体の捜索</td><td>被害発生の日から 10 日以内</td></tr>
<tr><td>遺体の処理</td><td>被害発生の日から 10 日以内</td></tr>
<tr><td>障害物の除去</td><td>被害発生の日から 10 日以内</td></tr>
<tr><td>輸送費及び賃金職員等雇上費</td><td>救助の実施が認められる期間内</td></tr>
</table>
（略）
</td>
<td>
第３節　災害救助法の適用
第３　救助実施体制（全班共通）
２　救助の程度、方法、機関
（略）
【救助の種類・期間】
<table>
<tr><th>救助の種類</th><th>実施期間</th></tr>
<tr><td>避難所の供与</td><td>被害発生の日から７日以内（おそれ段階においては、救助の実施が認められる期間）</td></tr>
<tr><td>応急仮設住宅の供与</td><td>被害発生の日から 20 日以内に着工、完成の日から２年以内</td></tr>
<tr><td>炊出しその他による食品の給与</td><td>被害発生の日から７日以内</td></tr>
<tr><td>飲料水の供給</td><td>被害発生の日から７日以内</td></tr>
<tr><td>被服・寝具その他生活必需品の給（貸）与</td><td>被害発生の日から 10 日以内</td></tr>
<tr><td>医療</td><td>被害発生の日から 14 日以内</td></tr>
<tr><td>助産</td><td>分娩した日から７日以内</td></tr>
<tr><td>被災者の救出</td><td>被害発生の日から３日以内</td></tr>
<tr><td>被災した住宅の応急修理</td><td>被害発生の日から３月以内（国の特定災害対策本部等が設置された災害にあっては６月以内）</td></tr>
<tr><td>生業に必要な資金の貸与</td><td>被害発生の日から１月以内</td></tr>
<tr><td>学用品の給与（教科書）</td><td>被害発生の日から１月以内</td></tr>
<tr><td>学用品の給与（文房具）</td><td>被害発生の日から 15 日以内</td></tr>
<tr><td>埋葬</td><td>被害発生の日から 10 日以内</td></tr>
<tr><td>遺体の捜索</td><td>被害発生の日から 10 日以内</td></tr>
<tr><td>遺体の処理</td><td>被害発生の日から 10 日以内</td></tr>
<tr><td>障害物の除去</td><td>被害発生の日から 10 日以内</td></tr>
<tr><td>輸送費及び賃金職員等雇上費</td><td>救助の実施が認められる期間内</td></tr>
</table>
（略）
</td>
<td>災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成 25 年内閣府告示第 228 号）が改正されたため</td>
</tr>
</table>

<table>
<tr>
<td>
第４節　広域応援要請

第２　応援要請（総務班、警防班）
１　自衛隊の災害派遣
（１）災害派遣の活動内容
<table>
<tr><th>区分</th><th>活動内容</th></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>炊飯及び給水</td><td>被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。</td></tr>
<tr><td>入浴支援</td><td>被災者に対し、入浴支援を実施する。</td></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
</table>
</td>
<td>
第４節　広域応援要請

第２　応援要請（総務班、警防班）
１　自衛隊の災害派遣
（１）災害派遣の活動内容
<table>
<tr><th>区分</th><th>活動内容</th></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>給食及び給水</td><td>被災者に対し、給食及び給水を実施する。</td></tr>
<tr><td>入浴支援</td><td>被災者に対し、入浴支援を実施する。</td></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
</table>
</td>
<td>国防災基本計画及び県防災計画の修正に伴い文言追加</td>
</tr>
<tr>
<td>
第８節　避難活動

第１　避難指示及び誘導（総務班、避難所班、消防署班、消防団班）
１　実施責任者
避難指示の実施責任者は次表のとおりである。実際に避難指示が行われたとき、あるいは自主避難が行われたときは、関係機関は相互に連絡を行う。（追加）
市長は、指示を行った場合、速やかに知事に報告する。

第３　避難所の設置・運営（略）
２　避難所の運営
ア（略）
市は、各避難所の適切な運営管理を行う。この際、避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、地域づくり協議会、自主防災組織、避難所運営について専門性を有した（追加）外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求める。
</td>
<td>
第８節　避難活動

第１　避難指示及び誘導（総務班、避難所班、消防署班、消防団班）
１　実施責任者
避難指示の実施責任者は次表のとおりである。実際に避難指示が行われたとき、あるいは自主避難が行われたときは、関係機関は相互に連絡を行う。また市は、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて富山地方気象台、気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うものとする。
市長は、指示を行った場合、速やかに知事に報告する。

第３　避難所の設置・運営（略）
２　避難所の運営
ア（略）
市は、各避難所の適切な運営管理を行う。この際、避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、地域づくり協議会、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したＮＰＯ・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求める。
</td>
<td>国防災基本計画及び県防災計画の修正に伴い文言追加

国防災基本計画及び県防災計画の修正に伴い文言追加</td>
</tr>
<tr>
<td>
第１０節　飲料水・食料・生活必需品等の確保

第２　食料の供給（災害救助班、農林班）
（追加）

５（略）
</td>
<td>
第１０節　飲料水・食料・生活必需品等の確保

第２　食料の供給（災害救助班、農林班）
５　被災者の要望把握と支援
（１）避難所の供給責任者は、被災者の食料・生活必需品に対する要望や避難所で不足している物資を的確に把握し、市に連絡する。
（２）市で対応できない食料・生活必需品等の要望については、市の要請に基づき県が応援する。
（３）市は、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物　アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとする。
６（略）
</td>
<td>国防災基本計画及び県防災計画の修正に伴い文言追加</td>
</tr>
</table>

6　炊き出しの実施 炊き出しの具体的な作業は、原則として配給対象者、自治振興会、自主防災組織が行い、災害救助班が、給食・炊き出しの指揮及び連絡調整にあたる。 7　（略）	7　炊き出しの実施 炊き出しの具体的な作業は、原則として配給対象者、地域づくり協議会、自主防災組織が行い、災害救助班が、給食・炊き出しの指揮及び連絡調整にあたる。 8　（略）	実情に合わせ文言修正
第１８節　応急住宅対策 第１　応急仮設住宅の確保（災害救助班、建設班） ２　応急仮設住宅の建設（建設班） （略） （６） （略） ウ　応急仮設住宅の建設にあたり、市及び県は、（一社）富山県建設業協会、（一社）プレハブ建築協会、（一社）全国木造建設事業協会、（追加）等に対して協力を要請する。	第１８節　応急住宅対策 第１　応急仮設住宅の確保（災害救助班、建設班） ２　応急仮設住宅の建設（建設班） （略） （６） （略） ウ　応急仮設住宅の建設にあたり、市及び県は、（一社）富山県建設業協会、（一社）プレハブ建築協会、（一社）全国木造建設事業協会、（一社）日本ムービングハウス協会等に対して協力を要請する。	県防災計画の修正に伴い文言追加
第２　被災住宅の応急修理（災害救助班） １　住宅の応急修理 （略） （３）修理の時期 災害発生の日から、原則として１か月以内（追加）に完了する。ただし、知事は内閣総理大臣に協議し、その同意を得て延長することができる。	第２　被災住宅の応急修理（災害救助班） １　住宅の応急修理 （略） （３）修理の時期 災害発生の日から、原則として３か月以内（国の特定災害対策本部等が設置された災害にあっては６か月以内）に完了する。ただし、知事は内閣総理大臣に協議し、その同意を得て延長することができる。	災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成 25 年内閣府告示第 228 号）が改正されたため